○奈良県警察法制執務システム運用要領の制定について

（平成23年７月19日例規第25号）

［沿革］　平成26年２月例規第５号、29年３月第６号改正

このたび、別記のとおり「奈良県警察法制執務システム運用要領」を制定し、平成23年８月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、奈良県警察法令集の配分及び取扱いについて（昭和36年12月奈本例規第10号）は廃止する。

別記

奈良県警察法制執務システム運用要領

第１　趣旨

この要領は、奈良県警察法制執務システム（以下「法制執務システム」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1)　法令　法律、法律に基づく命令、奈良県条例及びこれらに基づく規則等をいう。

(2)　法令文書　法令のうち、奈良県警察行政文書管理規程（平成14年３月奈良県警察本部訓令第７号。以下「文書管理規程」という。）第31条の規定により警務部長の審査の対象となる文書及び４の(1)に定める総括運用責任者が法制執務システムへの登載を認めた文書をいう。

(3)　起案者　法制執務システムを利用して法令文書を作成（編集を含む。以下同じ。）する者をいう。

第３　運用及び機能

(1)　法制執務システムは、原則として奈良県警察WANシステムで運用する。

(2)　法制執務システムの機能は、次のとおりとする。

ア　法令文書の検索・閲覧機能

イ　法令文書の作成機能

ウ　法令文書の自動更新機能

エ　法令の検索・閲覧機能

オ　アからエまでに掲げるもののほか、法制執務を支援するための機能

第４　運用管理体制

法制執務システムの運用管理体制は、次のとおりとする。

(1)　総括運用責任者

法制執務システムの適正な運用及び管理に関する事務を総括するため、警察本部に総括運用責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。

(2)　運用責任者

所属における法制執務システムの適正な運用及び管理を図るため、各所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。

第５　利用者管理

(1)　ID等の付与

ア　総括運用責任者は、法制執務システムの適正な運用に資するよう、法制執務システムにより法令文書を作成するためのID及びパスワード（以下「起案者用ID等」という。）を運用責任者（警察署の運用責任者を除く。）に付与するものとする。

イ　総括運用責任者は、法制執務システムの適正な管理に資するよう、法制執務システムを保守するためのID及びパスワード（以下「保守用ID等」という。）を警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）に付与するものとする。

(2)　ID等の管理

ア　運用責任者及び情報管理課長は、起案者用ID等又は保守用ID等が不正に利用されることのないよう厳重に管理するものとする。

イ　奈良県警察職員（以下「職員」という。）は、起案者用ID等又は保守用ID等を不正に使用してはならない。

第６　法令文書の作成等

(1)　法令文書の作成

法令文書の作成は、法制執務システムにより行うものとする。ただし、作成する文書が秘密文書（文書管理規程第55条の規定により秘密文書に指定され、又は指定されることとなるものをいう。）に該当する場合その他法制執務システムにより難いと総括運用責任者が認める場合はこの限りでない。

(2)　法制執務システムの更新

ア　運用責任者は、法令文書の制定に係る最終決裁権者の決裁が終了したときは、総括運用責任者に、法制執務システムの更新を依頼するものとする。

イ　総括運用責任者は、アの依頼を受けたときは、法制執務システムの更新を行い、依頼した運用責任者にその旨を連絡するものとする。この場合において、当該運用責任者は、法制執務システムの更新状況及び更新内容を確認するものとする。

(3)　公表データの作成

ア　運用責任者は、所管する法令文書を奈良県警察の訓令等の公表要領について（平

成14年10月例規第54号）の規定に基づいて公表しようとするときは、法制執務システムにより、その旨の意思表示を行うものとする。

イ　総括運用責任者は、法制執務システムの更新を行う都度、奈良県警察ホームページに掲載するデータ（アにより運用責任者が全文を公表することとしたものに限る。）を警務部県民サービス課長に提供するものとする。

(4)　判例集データベースの利用

ア　奈良県警察WANシステムで利用することができる判例集データベースは、リーガルベース（第40版）とする。また、インターネットにより利用することができる判例集データベース（以下「インターネット判例集」という。）は、総括運用責任者が別に定める。

イ　インターネット判例集を利用するときは、奈良県警察が設置し、又は管理するインターネット端末を使用するものとする。

ウ　インターネット判例集のIDについては、各部の庶務担当課にそれぞれ付与し、各庶務担当課長は付与されたIDをパスワードで管理するものとする。

エ　インターネット判例集を利用しようとする者は、庶務担当課から、ID及びパスワードの教示を受け、インターネット端末から、所定のデータベースにアクセスするものとする。利用終了後は、終了した旨を当該庶務担当課に確実に連絡するものとする。

オ　庶務担当課長は、パスワードの変更を適宜実施し、不適正利用の防止に努めるものとする。

第７　法令の更新

総括運用責任者は、定期的に法令を更新するものとする。

第８　その他

(1)　遵守事項

職員は次の事項を遵守しなければならない。

ア　職員以外の者に法制執務システムを使用させてはならない。

イ　職員以外の者に法制執務システムにより出力したデータを譲り渡し、又は閲覧させてはならない。ただし、運用責任者の承認がある場合は、この限りでない。

ウ　法制執務システムの安全性及び有効性を低下させる行為を行ってはならない。

エ　法制執務システムからのデータの出力及び印刷は、業務に必要な範囲で必要最小限にとどめなくてはならない。

(2)　情報セキュリティの維持

情報セキュリティの維持に関して実施する運用上の対策、技術的な対策その他の事項については、この要領に定めるもののほか、奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号）及びこれに基づいて定められる規程による。